

名 張 市

ゆめづくり地域予算制度

平成28年度版

まちづくりを「住民が自ら考え、自ら行う」ことを目指し、
自立的、主体的なまちづくりの気運を高め、誰もがいきいき
と輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、ゆめづくり地域
予算制度を平成15年4月に創設しました。

三重県 名張市 地域環境部

<http://www.city.nabari.lg.jp/>

も く じ

・名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度）	．．．．．	P 1
・ゆめづくり地域予算制度の経緯	．．．．．	P 3
・地域づくり組織条例の概要	．．．．．	P 8
・地域づくり組織との協働推進体制	．．．．．	P 10
・地域づくり代表者会議	．．．．．	P 12
・地域づくり組織の概要（組織構成等）	．．．．．	P 13
・ゆめづくり地域交付金等額一覧	．．．．．	P 17
・地域別事業一覧表	．．．．．	P 19
・ゆめづくり協働事業一覧表	．．．．．	P 23
・名張ゆめづくり協働塾	．．．．．	P 24
関 係 例 規 / 参 考		
・自治基本条例	．．．．．	P 25
・地域づくり組織条例	．．．．．	P 31
・地域づくり組織条例施行規則	．．．．．	P 34
・地域づくり組織における会計処理要領	．．．．．	P 36
・市民センター条例	．．．．．	P 37
・廃止補助金等一覧	．．．．．	P 41
・廃止補助金地域別明細	．．．．．	P 42
・ゆめづくり地域交付金等の変遷	．．．．．	P 43

名張市のまちづくり（ゆめづくり地域予算制度）

名張市は、平成15年（2003年）4月、まちづくりとは「住民が自ら考え、自ら行う」こととし、市民参加のもとに自立的、主体的な取組の気運を高め、誰もがいきいきと輝いて暮らせる地域をつくりあげるため、行政の支援として「ゆめづくり地域予算制度」を創設しました。

地区公民館等（平成28年度から市民センターに変更）を単位とする15の地域で、住民の合意により設立された住民主体のまちづくり組織である「地域づくり組織」が、まちづくり活動を活発に行っています。

名張市は、この「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」を交付し、住民主体のまちづくり活動を支援するとともに、名張市における都市内分権（地域内分権）を進めています。

平成24年度からは、新たに「ゆめづくり協働事業交付金」を加えて、ゆめづくり地域予算制度の拡充を図っています。

～ 中央集権から地方分権へ、地方分権から都市内分権へ ～

国から地方（都道府県や市町村）へ権限や財源を移譲するというのが「地方分権」の考え方でした。しかし、権限や財源が中央官庁から市役所に移っても住民にとって“権限や財源はお役所（行政）にある”という状況に変わりはありませんでした。

都市内分権（地域内分権）とは、地域と行政が役割を分担するなかで、「地域でできることは地域で」「行政がすべきことは行政が」「地域と行政が協働で行う」といった補完性の原則に基づき、双方が協議を行い、合意形成を図り、市の権限と財源の一部をさらに「地域」へ移すことです。

その地域の組織を、「名張市地域づくり組織条例」（平成21年制定）で定めています。

「新しい公」－ 参画と連携によりみんなで支えあう社会 －

さらに地域づくり組織だけではなく、市民活動団体や事業者などがそれぞれ行政と対等な関係のもと、参画と連携により地域課題を解決していこうとする「新しい公」の推進にも取り組んでいます。



【ゆめづくり地域予算制度の概要】

- 従来の地域向け補助金を廃止した上で、**使途自由で補助率や事業の限定がない交付金**を市内15の「地域づくり組織」に交付する制度を創設しました。
- 各地域づくり組織は、この予算制度を活用し、地域の課題解決のための事業を自ら実施しています。
- 交付金の交付対象は、住民の合意により実施するまちづくり事業とし、ハード、ソフトを問いません。(ただし、宗教活動、政治活動は交付金事業の対象外です。)

【地域交付金の積算根拠】

平成28年度

基本額	均等割	$(3,500 \text{ 万円} \times 30\%) \div 15$ (地域づくり組織数)
	人口割	$(3,500 \text{ 万円} \times 70\%) \times \text{各地域人口} \div \text{市人口}$
コミュニティ活動費	基礎的コミュニティ代表者協力事務費	72,000 円 \times 基礎的コミュニティ数(174)
	基礎的コミュニティ活動費	25,000 円 \times 基礎的コミュニティ数(174) 200 円 \times 基礎的コミュニティの人口
特別交付金	地域調整額	1 地域 30 万円 〔 但し、国津地域：50 万円 薦原地域、錦生地域、箕曲地域：各 40 万円 〕
	地域事務費	基本額 150 万円に人口数や基礎的コミュニティ数を勘案して加算した額 (平成 24 年度から)

※ 上記の積算根拠に基づき算定された交付金を、一括して地域づくり組織へ交付

※ 人口は1月1日現在 基礎的コミュニティ数は4月1日現在

※ 地域調整額：事務局経費

※ 地域事務費：地域づくり組織が雇用する地域事務員の人件費

ゆめづくり地域予算制度の経緯

平成7年（1995年）頃から市内のいくつかの地域で自発的なまちづくりの活動が始まり、地域住民による※「まちづくり協議会」が結成され、地域の将来的なプランであるまちづくり計画が作成されてきました。平成13年（2001年）までには、5つのまちづくり計画が名張市長に提出されましたが、当時は、行政としてこれらのプランを実行するためのシステムや地域への財政的な支援システムはありませんでした。

※当時、任意に結成された地域の組織を便宜上「まちづくり協議会」と称していました。

【 創 設 : 第1ステージ 】

- 平成14年（2002年）4月に亀井市長が就任後、市政一新プログラムが策定され、これに基づき平成15年（2003年）3月に「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」が制定されました。これを受けて、同年5月から9月にかけて14地域（公民館単位）で「地域づくり委員会」が結成されました。
- 「ゆめづくり地域予算制度」の基本となる地域の組織化は、従来の自発的なまちづくり活動という下地があったために、比較的短期間に組織化が可能であったと言えます。また、平成15年（2003年）11月9日には、各地域づくり委員会の会長が相互に意見交換、情報交換を行う場として、「地域づくり協議会」（現在、「地域づくり代表者会議」）が結成されました。
- 従来の地域向け補助金（P41～42参照）を廃止し、まちづくり活動の原資として当時の14の地域づくり委員会へ使途自由な一括交付金（5,000万円現在の基本額に相当）を交付しました。

【 見直し : 第2ステージ 】

- 制度創設から6年後の平成21年（2009年）3月に、ゆめづくり地域予算制度の見直しを行いました。具体的には、平成17年（2005年）に制定された「名張市自治基本条例」第34条を受けて、都市内分権の方向性を示す新しい条例「地域づくり組織条例」を制定し、以下の2点について見直しを行いました。
 - ① 区長制度の抜本的な見直し・・・昭和31年（1956年）に制定された「名張市区長設置規則」を廃止（市長が区長を委嘱し、区長個人に委託料

を支払うという上下関係を解消)。

- ② それぞれの地域内の組織を基礎的コミュニティ（区や自治会）と、地区公民館（現在は市民センター）を単位とする地域づくり組織に整理し、地域の活性化と都市内分権を推進。

- 市長が委嘱した区長に支払っていた「行政事務委託料」及び「区長会運営委託料」の廃止による財源を活用し、平成21年（2009年）からゆめづくり地域交付金のコミュニティ活動費としました。

【 地域ビジョンの実現 : 第3ステージ 】

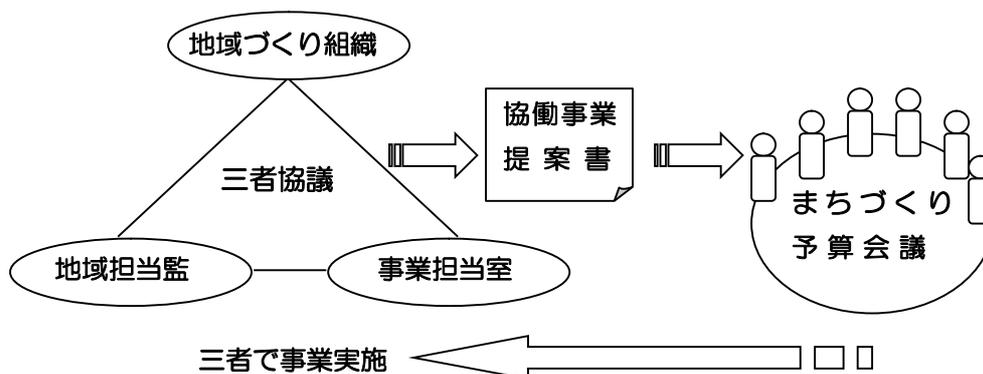
○ 地域ビジョン

地域ビジョンでは、地域の特性を生かした個性ある将来のまちづくり計画として、理念・目標が設定され、基本構想や方針、それらに基づく実施計画が掲げられています。特に、防犯・防災、福祉、環境のテーマについては、15の全ての地域が取り組むべき課題として取り上げています。この地域ビジョンは、平成21年（2009年）当初から各地域づくり組織で策定委員会が組織され、住民アンケートの実施や意見をまとめ、課題を整理する等の検討会議で協議が重ねられ、平成24年（2012年）3月に15の全ての地域づくり組織で策定され、地域づくり代表者会議実践交流会において発表されました。

この地域ビジョンは、「名張市総合計画後期基本計画（地域別計画編）」に位置づけ、地域の将来像を最大限尊重した市の計画としました。

○ ゆめづくり協働事業提案制度

さらに、平成24年度からゆめづくり協働事業提案制度をスタートさせ、平成25年度予算に反映し、地域のみ、市のみでは解決ができない課題について、地域と市が協議しながら新たなサービスや価値を生み出すための協働事業を進めています。



【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

年度	地域づくり	市民公益活動
7～13	・国津地区を皮切りに、地域で任意のまちづくり協議会が組織される。	
	・市職員から地域振興推進チーム員を任命（まち協が組織された地域のみ）	
14	4月 亀井利克市長就任	
	7月 市役所内に「市政一新本部」を設置	
	9月 財政非常事態宣言	
	12月 地域予算制度 全区長に説明	
	1月 地域予算制度 地域説明会	
	2月 合併の是非を問う住民投票 ⇒ 単独市制を選択（投票率約60%⇒7割が合併反対）	
15	4月 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行	
	9月 全14地域で地域づくり委員会結成	
	10月 公民館の地域委託が2館でスタート（美旗・百合が丘）	
	11月 名張市地域づくり協議会を設置	
	2月 地域づくり協議会「事業中間報告会」	
		市民活動率先協働事業（応募事業数10、実施事業数10）
16		4月 市民活動支援センターを勤労者福祉センター内にオープン
		11月 「名張市における市民公益活動の促進に向けて」最終報告
	1月 地域づくり協議会「実践交流会 分科会」	
	公民館の地域委託化・・・6館移行	市民公益活動率先事業（応募事業数14、実施事業数13）
17	6月 名張市自治基本条例を制定	
	10月 全14公民館の地域委託完了	
	1月 名張市自治基本条例施行	1月 市民公益活動促進条例施行
	2月 地域づくり協議会「実践交流会 分科会」	
	公民館の地域委託化・・・6館移行し、全館委託完了	市民公益活動実践事業（応募事業数43、実施事業数38）
18	4月 市民活動保険制度を導入	
	9月 14公民館の管理委託を指定管理者制度に移行（平成21年3月完了）	
		市民公益活動実践事業（応募事業数41、実施事業数34）

【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

年度	地域づくり	市民公益活動
19	4月 政策アドバイザー会議設置	
	9月 政策アドバイザー中間報告	
	2月 地域づくり協議会「実践交流会」	
	3月 政策アドバイザー最終報告 「都市内分権の推進について」	
		市民公益活動実践事業 (応募事業数37、実施事業数30)
20	4～ 市区長会、地域づくり協議会 10月 で地域組織の見直しを協議	
	11～ 「地域組織の見直し」素案により 2月 地域説明会・パブリックコメント実施	
	2月 「実践交流会(分科会)」をワールドカフェ方式にて開催(三重県共催)	
		市民公益活動実践事業 (応募事業数36、実施事業数28)
21	4月 名張市地域づくり組織条例施行 (区長設置規則を廃止)	
	地域担当職員制度実施 (地域振興推進チーム制度を廃止)	
	5月 1地域に管理職2名を配置し、 地域ビジョン策定支援にあたる。	
		6月 市民情報交流センターを 名張駅東口(希央台)に移設
	9～ 12月 隠元気まち仕掛け人塾(官民パートナーシップ支援事業)	
	公民館の第2期指定管理者制度スタート	提案公募型補助金事業(応募14、実施14) 新しい公委託事業(応募7、実施7)
22	4月 市民活動保険制度を「市民活動補償制度」に見直し	
	5月 「鴻之台希央台地域」で15番目の 地域づくり組織設立	
		提案公募型補助金事業(応募9、実施8) 新しい公委託事業(応募10、実施10)
23	3月 15地域で「地域ビジョン」策定	
	地域経営に関して、組織・機構を見直し ・ゆめづくり地域予算制度一部見直し ・ゆめづくり協働事業提案制度の検討	
		提案公募型補助金事業(応募12、実施9) 新しい公委託事業(応募16、実施13)
24	地域部設置 地域担当監(地区別専任スタッフ3名)配 置(地域担当職員制度廃止) 公民館の管理運営について、教育委員会の 事務を地域部で補助執行することとなる。	
	ゆめづくり協働事業提案制度スタート	
	公民館の第3期指定管理者制度スタート ・地域事務員の人件費をゆめづくり地域 交付金と指定管理料に振分ける。	
		提案公募型補助金事業(応募10、実施7) 新しい公委託事業(応募8、実施7)
		市民情報交流センター管理運営団体を公募 により選定

【 地域づくり、市民公益活動の経過 】

年度	地域づくり	市民公益活動
25	7月 地域づくり組織と公民館のフェイスブック開設	
	9月 名張ゆめづくり協働塾開講	
	ゆめづくり協働事業実施（予算化）	新しい公委託事業（応募14、実施8）
26		10月 市民公益活動促進のためのアクションプランの策定
	1月 地域づくり組織における会計研修の実施（名張ゆめづくり協働塾）	
	2月 小規模多機能自治推進ネットワーク会議立ち上げ発起人となる。	
27	12月 市民センター条例制定	
	公民館の第4期指定管理者制度スタート（5年間）	市民活動支援センター事業 集中検討（審議会 9月・12月 計2回）
28	4月 市民活動補償制度を「公益活動補償制度」に見直し	
	4月 公民館の市民センター化 地域づくり活動と生涯学習活動の融合	

地域づくり組織条例の概要

背 景

国と地方の役割が見直され、新しい地方自治が確立しようとするなか、従来の中央集権制度、全国一律、平等によるまちづくりから地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりへ移行しています。

まちづくりのための財政支援としては、従来から国や地方公共団体の補助金制度がありますが、補助金では画一的に補助率が定められ、事業範囲や補助対象者が限定されるなど、地域住民が主体となって地域の個性を活かしたまちづくりを行うには限界があります。

一方、地方交付税は、国から地方公共団体へ一般財源として交付されるもので、使途が限定されておらず自由に使うことができます。地域の個性を活かした自立的、主体的なまちづくりを進めるためには、補助金制度よりも住民にとって使い勝手の良い、国からの地方交付税にならった交付金制度の方がふさわしいとの考えから、本制度制定に向けて動き出しました。

目 的

中央集権から地方分権、そして都市内分権への流れのなかで、社会資本整備など行政が行う分野と身近な暮らしのなかで市民がコミュニティ活動として行う分野との役割分担で行政と市民との連携を図り、一体的な取り組みによるまちづくりを進めます。

名張市は「まちづくりを『住民が自ら考え、自ら行う』ことを目指し、住民参加のもとに自立的、主体的なまちづくりの機運を高め、快適で安全な生活を確保し、住民の創意と責任によって誰もが生きいきと輝いて暮らすことのできる地域をつくりあげるため」ゆめづくり地域予算制度を創設しました。

この制度は、名張市における都市内分権の推進を目指すものであり、同時に住民主体のまちづくり活動に対する財政的な支援策です。

【 地域づくり組織条例の概要 】

○設置目的

名張市自治基本条例（平成17年条例第13号）第34条第1項の規定に基づき、包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的に、新たな条例を整備する。

○用語の定義

基礎的コミュニティ、地域づくり組織、コミュニティビジネスについての用語の意義を定める。

○基本理念

名張市における都市内分権の推進を図ることを目的に設置し、市と基礎的コミュニティ、地域づくり組織の三者がお互い協働、連携し、住民自治の確立をめざすことを基本理念とする。

○基礎的コミュニティ

基礎的コミュニティへ自主的に参加することを住民の努力義務とし、代表者の届出を定める。

○地域づくり組織

市民センター（平成28年度より地区公民館から変更）単位を基本とした地域に「地域づくり組織」を置くことを定め、以下の事業を行うこととする。

- ①自主防犯・防災に関すること
- ②人権尊重及び健康、福祉の増進に関すること
- ③環境問題全般に関すること
- ④高齢者の生きがいづくりに関すること
- ⑤子どもの健全育成に関すること
- ⑥地域文化の継承及び創出に関すること
- ⑦コミュニティビジネス等地域経営に関すること
- ⑧地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること
- ⑨その他

○活動の制限

地域づくり組織は、宗教活動と政治活動をしてはならない。（予算の執行を含む）

○地域ビジョン

地域づくり組織は、基本理念にのっとり、活動の指針となる地域ビジョンの策定に努めること。市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定や施策に反映させるよう努めること。

○法人化

地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、法人格の取得に努めること。

○事故、紛争等の解決に対する協力、助言

市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、事業実施や地域ビジョン策定、コミュニティビジネスの展開、事故等の対応等について協力、助言する。

○地域づくり代表者会議

地域づくり組織の相互連携や市との連絡調整のために、地域づくり組織の会長からなる代表者会議を設ける。

○ゆめづくり地域交付金

地域づくり活動の活動支援としてゆめづくり地域交付金を交付する。交付金の額は、予算の範囲内とする。

○その他 その他必要な事項は施行規則に定める。

（附則第2項）廃止規定

この条例（施行規則）を制定することにより、以下の条例及び規則を廃止する。

「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例及び施行規則」

（附則第3項）経過措置

平成21年度に限り、新しい組織未設置の地域へもゆめづくり地域交付金が交付できる。

○施行期日 平成21年4月1日

地域づくり組織条例は31ページに、同施行規則は34ページに掲載しています。

地域づくり組織との協働推進体制

平成7年頃～ 地域振興推進チーム員の配置

任意のまちづくり協議会が設置されてくるなか、市職員から「地域振興推進チーム員」を任命(兼任)し、指導及び助言、情報の収集及び提供、関係部局との連携調整を図る。

平成15年4月 地域振興推進チーム制度

地域予算制度をスタートさせるにあたり、市内14地域に市職員124名(兼任)で編成。

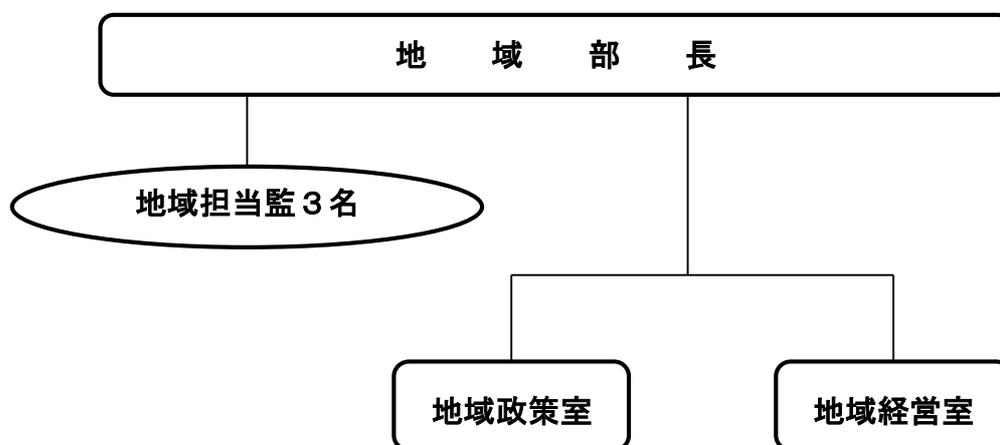
平成21年5月 地域担当職員制度

地域づくり組織の安定的な継続支援をするため、地域づくり組織ごとの地域ビジョン策定の支援を行うほか、地域づくり活動に係る情報の収集・提供及び助言を行う。地域づくり組織ごとに管理職2名(兼任)で構成し、内1名をチーフとする。

平成24年4月 地域担当監の配置

地域ビジョンの施策反映の仕組みや地域予算制度の拡充に伴い、地域づくり組織等との協働を推進するための組織体制として、新たに「地域部」を設置し、かつ専任スタッフ職として**地域担当監3名**を配置する。

※ 地域部組織体制

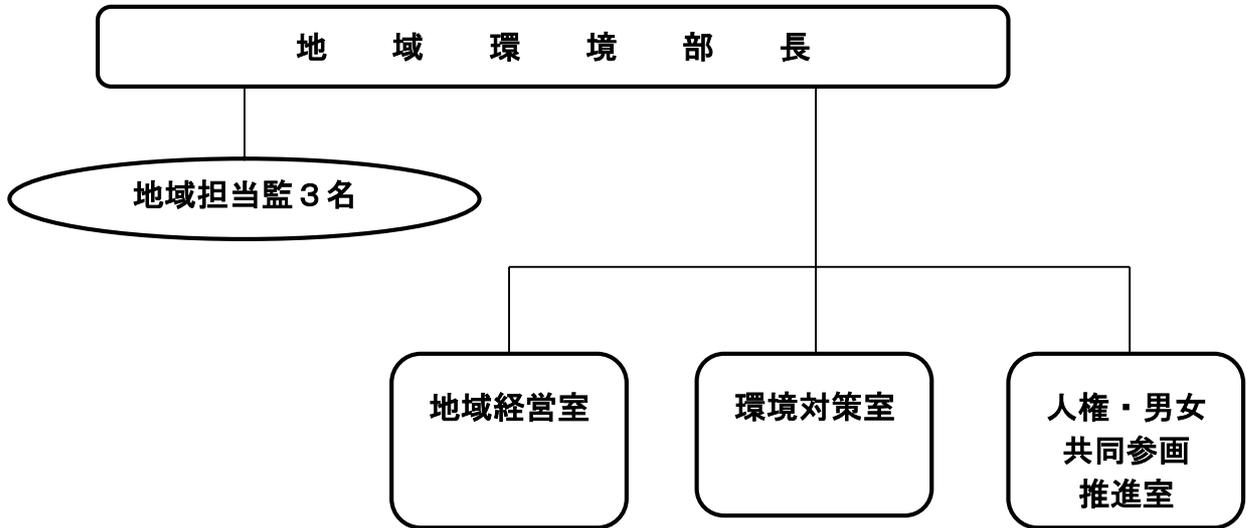


- | | |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ※ 地域部長 | 部の統括 |
| 地域担当監 | 地域づくり活動の促進、地域ビジョン
北部（薦原、美旗、比奈知、すずらん台、桔梗が丘）
中部（名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘、つつじが丘）
南部（錦生、赤目、箕曲、百合が丘、国津） |
| 地域政策室 | ゆめづくり協働事業の推進
「新しい公」の基本方針に関すること
地域予算の制度設計に関すること |
| 地域経営室 | 地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること
公民館等の管理運営に関すること
市民活動に関すること |

平成28年4月 市民センター化

地区公民館を、地域の生涯学習活動に加え地域づくり活動や地域福祉活動の拠点施設となるよう市民センターに移行しました。また、行政組織の改編により地域部と生活環境部を統合し「地域環境部」となりました。

※ 地域環境部組織体制



※ 地域環境部長 地域担当監

部の統括

地域づくり活動の促進、地域ビジョン

北部（薦原、美旗、比奈知、すずらん台、桔梗が丘）

中部（名張、鴻之台・希央台、蔵持、梅が丘、つつじが丘）

南部（錦生、赤目、箕曲、百合が丘、国津）

ゆめづくり協働事業の推進

地域経営室

「新しい公」の基本方針に関すること

地域予算の制度設計に関すること

地域づくり組織、基礎的コミュニティに関すること

市民センターの管理運営に関すること

市民活動に関すること

地域づくり代表者会議

地域づくり代表者会議は、地域づくり組織相互の連携を図るため、15の地域づくり組織の代表者で構成し以下の活動を行います。(地域づくり組織条例施行規則第4条)

- (1) 地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関する事。
- (2) 地域づくり組織の活動に関する報告会を行う事。
- (3) 地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関する事。
- (4) 市との連絡調整に関する事。

【 定例的な会議、活動 】

- 代表者会議・・・おおむね2ヶ月に1回開催（緊急に開催する場合もあり）
- 名張市議会との懇談会
- 新春懇談会・・・市長、議長、警察署長と懇談
- 実践交流会・・・2～3月頃開催（各地域から5～10人参加し交流、意見交換）
- 視察研修・・・年1回実施（先進地を訪問し、事例研究、意見交換を実施）

【 27年度の活動内容 】

月 日	活 動 内 容
5月29日	第1回 地域づくり代表者会議 ・役員の選出 ・地域課題等に関する協議及び情報交換 ◎「新しい総合事業への取組」「名張川納涼花火大会の協賛に関して」
8月 5日	第2回 地域づくり代表者会議 ・地域課題等に関する協議及び情報交換 ◎「地域づくり組織と中学校との関係について」 ◎「小学校の統廃合について」
10月26日	地域づくり代表者と市議会議員との懇談会 出席：地域づくり代表者15名 市議会議員20名 事務局 ・議題「地域づくり組織に対する(議員の)思い」
	第3回 地域づくり代表者会議 ・地域課題等に関する協議及び情報交換 ◎「市内のコミュニティバスの状況について」
12月22日	第4回 地域づくり代表者会議 ・地域課題等に関する協議及び情報交換 ◎「各地域における消防団との連携について」
1月18日	地域づくり代表者会議 先進地視察 6市合同地域研修会（会場市：滋賀県東近江市） 参加市：伊賀市 名張市 朝来市 雲南市 東近江市 大津市） 各地域からの発表及び意見交換 *名張市からは錦生自治協議会が発表
1月29日	地域づくり代表者会議 新春懇談会 出席：地域づくり代表者14名 市長、市議会副議長、名張警察署長 事務局 テーマ 「地域活力の創生について」
2月24日	第5回 地域づくり代表者会議 ・地域課題等に関する協議及び情報交換 ◎「LED防犯灯の設置状況と今後の設置計画等について」 ◎「各地域における消防団との連携について」（事務局から報告）
3月 6日	地域づくり代表者会議 実践交流会 ・ゆめづくり協働事業の事例発表（美旗、川西・梅が丘、青蓮寺・百合が丘地域） ・地域の魅力発信コーナー（地域づくり組織単位でブース設定）

平成28年度 地域づくり

地域名	地域づくり組織名	(※設置年月日) 設置年月日	役員等
名張	名張地区 まちづくり推進協議会	(平成15年6月29日) 平成21年5月17日	役員18名(会長1名 副会長5名 理事11名 会計1名) 監事2名
鴻之台 希央台	中央ゆめづくり協議会	平成22年5月23日	役員18名(会長1名 副会長2名 書記1名 会計1名 委員13名) 監事3名 顧問4名 代議員23名…総会
蔵持	蔵持地区 まちづくり委員会	(平成15年4月1日) 平成21年5月17日	運営委員15名(会長1名 副会長2名 会計1名 書記1名 運営委員9名 事務局1名) 監事2名 顧問2名 評議員(まちづくり委員会委員全員)…総会
梅が丘	川西・梅が丘 地域づくり委員会	(平成15年7月27日) 平成21年8月2日	理事15名 役員 会長1名 副会長1名 事務局長1名 会計2名 書記1名 各専門部会長9名、市民センター館長1名、団体代表6名 事務局1名 監査役2名 代議員74名…総会
薦原	薦原地域づくり委員会	(平成15年7月26日) 平成21年5月23日	役員19名(会長1名 副会長2名 理事14名 事務局長1名 事務局次長1名) 監事2名 顧問1名
美旗	地縁法人 美旗まちづくり協議会	(平成15年8月31日) 平成21年6月27日	理事27名(会長1名 副会長3名 会計1名 監事2名 理事20名)
比奈知	ひなち地域 ゆめづくり委員会	(平成15年9月25日) 平成21年5月10日	役員6名(会長1名 副会長3名(うち1名は総務を兼ねる) 書記1名 会計1名) 理事16名
すずらん台	すずらん台 町づくり協議会	(平成15年8月31日) 平成21年4月26日	役員7名(会長1名 副会長3名 総務1名 書記1名 会計1名) 運営委員17名(各部会長4名 館長1名 理事(各員会委員長)6名 会計幹事2名 各部会副会長4名)
錦生	地縁法人 錦生自治協議会	(平成15年6月28日) 平成21年5月24日	役員9名(会長1名 副会長3名 書記1名 会計1名 市民センター長1名 監事2名) 評議員62名(うち理事23名)⇒部会構成員 参与2名

名張市人口：80,469人 平均年齢：47.2歳
 15歳未満人口：9,681人(12.0%)
 65歳以上人口：23,510人(29.2%)
 75歳以上人口：10,403人(12.9%)

組織の概要（組織構成等）

組織構成等	地域ビジョン まちづくりの将来像	(人口：平成28年1月1日現在)
総会/役員会/理事会/専門部会会議/ワーキング会議/生涯学習推進委員会 専門部会⇒防災部会、道路・交通・安全対策交流部会、まちなか文化・景観部会、ふれあい交流部会、区長部会 地域ビジョン推進プロジェクトチーム	名張の原風景と人情が息づく魅力あるまち 平均年齢：50.9歳	平成28年人口：6,252人 15歳未満人口：560人(9.0%) 65歳以上人口：2,287人(36.6%) 75歳以上人口：1,301人(20.8%)
総会(代議員制)/役員会-専門部会/地域ビジョン推進委員会/中央ゆめづくり運営委員会 専門部会⇒地域事業部会、福祉厚生部会、広報文化部会、環境保全部会、防災防犯部会	みんながつどい、いつまでも住み続けたいまち 平均年齢：34.2歳	平成28年人口：2,660人 15歳未満人口：480人(18.0%) 65歳以上人口：206人(7.7%) 75歳以上人口：105人(3.9%)
総会/まちづくり運営委員会-コミュニティ部/事業部会 事業部会⇒環境部会、健康・子ども部会、福祉部会、安全・防災部会、文化・広報部会	都市機能と緑あふれる田園風景の共存するまち-新しいふるさとの創造へ- 平均年齢：44.9歳	平成28年人口：3,589人 15歳未満人口：494人(13.8%) 65歳以上人口：972人(27.1%) 75歳以上人口：419人(11.7%)
総会/役員会/コミュニティ理事会/専門部会 専門部会⇒地域振興部会、文化・スポーツ部会、防犯・防災部会、環境衛生部会、福祉部会、広報部会	安全、安心、ふれあい、友愛の住みよいまち 平均年齢：44.7歳	平成28年人口：7,083人 15歳未満人口：763人(10.8%) 65歳以上人口：1,323人(18.7%) 75歳以上人口：516人(7.3%)
総会/役員会-事務局/理事会/部会/委員会等 部会⇒区長部会、企画部会、福祉厚生部会-配食サービス「こもちゃん」運営委員会、環境部会 委員会等⇒薦原地域振興協議会、市民センター管理運営委員会、コミュニティバス運営委員会、地域ビジョン推進委員会、薦原自主防災隊、薦原小学校放課後児童クラブ、薦原老人クラブ協議会	やすらぎのふるさと薦原 平均年齢：49.2歳	平成28年人口：2,092人 15歳未満人口：238人(11.4%) 65歳以上人口：701人(33.5%) 75歳以上人口：308人(14.7%)
総会/役員会/理事会-事業部、企画総務部、美旗地域区長会、地域団体/美旗市民センター運営審議会/美旗地域コミュニティバス運営審議会/はたっこサポート運営審議会 事業部⇒地域文化振興部、児童育成部、環境部、健康部、福祉部、防犯防災推進部、女性部、田園ミュージアム部 企画総務部⇒ビジョン委員会、総務部 地域団体⇒名張市消防団美旗分団、美旗地区老人クラブ協議会、北部民生児童委員協議会	活力と潤いのあるまちづくり・人づくりを通じてひろがりのある地域を目指して 平均年齢：47.6歳	平成28年人口：8,268人 15歳未満人口：982人(11.9%) 65歳以上人口：2,436人(29.5%) 75歳以上人口：1,039人(12.6%)
総会/役員会/理事会-なごみ運営委員会、市民センター管理運営委員会 ビジョン検討推進委員会-コミュニティビジネスの導入検討委員会 専門部会⇒健康福祉部会-比奈知地域福祉委員会、環境部会-東山ふれあいの森整備事業、安全部会-ひなち地域パトロール隊、助っ人の会、スポーツ振興部会-夢スポーツ広場、歴史民俗講座	住民の視点から人権が保障され安全・安心に暮らせる福祉の増進と生活環境の実現 平均年齢：48.1歳	平成28年人口：5,008人 15歳未満人口：620人(12.4%) 65歳以上人口：1,587人(31.7%) 75歳以上人口：724人(14.5%)
総会/町づくり協議会-市民センター/役員会-市民センター管理運営委員会、運営委員、集会所運営委員会、行政委員、総務会、部会、専門委員会、すずらん台地区社会福祉協議会、どんと保存会 部会⇒安全防犯部会、環境設備部会、福祉青少年部会、地域交流部会 専門委員会⇒ライフサポートクラブ運営委員会、サロンきずな運営委員会、お茶屋運営委員会、きずな公園委員会、自主防災隊防災委員会、理想郷プラン検討委員会、環境保全特別専門委員会	笑顔が絶えない活力のある町づくり・人づくりをめざして 平均年齢：46.8歳	平成28年人口：3,723人 15歳未満人口：432人(11.6%) 65歳以上人口：999人(26.8%) 75歳以上人口：334人(9.0%)
総会/理事会/役員会/評議委員-部会 部会⇒区長部会、総務企画部会、環境保全部会、福祉厚生部会、文化振興部会、地産地消部会 住民参加型活動⇒木の子の里錦生事業協議会、ほっとバス錦運営協議会、錦生市民センター運営委員会、錦生史跡保存会、ほっとサロン「錦」「友愛」、錦生地区自主防災隊、名張錦生ふるさとパーク推進委員会、錦生女性くらぶ、錦生クラブ	活力と潤いのあるまちづくり・ひとづくり 平均年齢：53.9歳	平成28年人口：1,775人 15歳未満人口：119人(6.7%) 65歳以上人口：722人(40.7%) 75歳以上人口：383人(21.6%)

平成28年度 地域づくり

地域名	地域づくり組織名	(※設置年月日) 設置年月日	役員等
赤目	赤目まちづくり委員会	(平成15年6月1日) 平成21年6月21日	役員6名(会長1名 副会長3名 書記1名 会計1名) 理事25名 監事2名 顧問2名
箕曲	箕曲地域づくり委員会	(平成15年8月10日) 平成21年5月16日	役員6名(会長1名 副会長2名 書記1名 会計1名 幹事1名) 委員33名 監査委員2名 顧問2名
百合が丘	一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	(平成15年4月1日) (平成18年4月1日再) 平成21年6月28日	理事29名(会長1名 副会長2名 会計1名) 代議員75名 監事(監査委員)4名…総会出席
国津	国津地区 地域づくり委員会	(平成15年8月31日) 平成21年4月19日	理事8名(会長1名 副会長1名 会計1名) 監事2名
桔梗が丘	桔梗が丘 自治連合協議会	(平成15年9月6日) 平成21年11月14日	理事17名(会長1名 副会長2名) 監事2名 評議員39名…総会
つつじが丘	つつじが丘・春日丘 自治協議会	(平成15年6月28日) (平成17年8月20日再) 平成21年4月26日	〈つつじが丘〉 理事9名(会長1名 副会長2名) 会計監査員2名 〈春日丘〉 委員18名(会長1名 副会長3名 書記1名 会計1名)

名張市人口：80,469人 平均年齢：47.2歳
 15歳未満人口：9,681人(12.0%)
 65歳以上人口：23,510人(29.2%)
 75歳以上人口：10,403人(12.9%)

組織の概要（組織構成等）

組織構成等	地域ビジョン まちづくりの将来像	(人口：平成28年1月1日現在)
総会/役員会/理事会/区長会部/公民館運営部会/専門部会 専門部会⇒青少年育成部会、地域活動部会、安全・環境活動部会、地域振興推進部会、福祉部会	みんなで考え みんなでつくる 夢はぐくむ わがまち あかめ 平均年齢：51.5歳	平成28年人口：3,857人 15歳未満人口：353人(9.2%) 65歳以上人口：1,399人(36.3%) 75歳以上人口：678人(17.6%)
委員会/役員会、区長会/市民センター管理運営部会/事業部 事業部⇒総務部、健康福祉部、環境部、防災防犯部、地域振興部、子ども育成部、各イベント実行委員会	どこにも誰にも『住みやすさ最優秀』の創造 平均年齢：46.9歳	平成28年人口：2,963人 15歳未満人口：302人(10.2%) 65歳以上人口：839人(28.3%) 75歳以上人口：428人(14.4%)
総会(代議員制)/理事会/執行役員会/特別委員会/専門部会/コミュニティ部会 専門部会⇒生活環境部会、ふれあい交流部会、教育文化部会、福祉・健康部会 事務局⇒総務部、顧問、資産管理委員会、広報部 コミュニティ部会⇒青蓮寺自治会、南百合が丘・百合が丘13自治会 市民センター管理運営(個別採算)	豊かな自然と触れ合い安全安心・生きがいを感じるまちとなるために 平均年齢：45.1歳	平成28年人口：7,562人 15歳未満人口：1,015人(13.4%) 65歳以上人口：1,831人(24.2%) 75歳以上人口：754人(10.0%)
総会/理事会/委員会 委員会43名(区長、各種団体の代表、区長推薦者)	山・里の豊かさを「くらし」に活かす地域づくり 平均年齢：63.3歳	平成28年人口：671人 15歳未満人口：16人(2.4%) 65歳以上人口：377人(56.2%) 75歳以上人口：248人(37.0%)
総会(評議員制)/理事会/自治連合会-委員会、事業部会、プロジェクト事業部/市民センター/市民センター運営審議会/市民センター運営委員会/事務局 委員会⇒総務委員会、企画運営委員会、広報委員会 事業部会⇒健康推進部会、住民交流部会、教育文化部会、生活安全部会、快適環境部会、地域福祉部会	人の心が織りなす幸せ社会”ほっとまち”桔梗が丘 平均年齢：47.6歳	平成28年人口：13,882人 15歳未満人口：1,900人(13.7%) 65歳以上人口：4,441人(32.0%) 75歳以上人口：1,943人(14.0%)
《つつじが丘自治会》 総会/評議員会/理事会/事業部、総務部、専門委員会 事業部⇒生活安全部-生活安全員、環境部-環境員、文化レクスポ部、健康福祉部、子ども育成部 総務部⇒企画部、管理部 《春日丘自治会》 総会/役員会/専門部会/自治会館管理運営委員会/自主防災組織/活動・事業別実行委員会 専門部会⇒総務部、広報部、環境部、安全部、福利厚生部、地域振興部、子ども育成部	このまちにずっといたい！ ～誰もが胸をはって住みたくなるまちづくり～ 平均年齢：47.1歳	平成28年人口：11,084人 15歳未満人口：1,407人(12.7%) 65歳以上人口：3,390人(30.6%) 75歳以上人口：1,223人(11.0%)

※カッコ内は、旧条例(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例)に基づく「地域づくり委員会」を設置した年月日

※役員等、組織構成等は各地域づくり組織の平成28年度総会資料等より抜粋

※地域ビジョン：平成28年度策定 新・理想郷プラン(基本構想)より

平成28年度 ゆめづくり

地域づくり組織名	地域交付金			
	基本額 ※1	コミュニティ 活動費 ※2	特別交付金	
			地域事務費	地域調整額
名張地区まちづくり推進協議会	2,603,000	3,093,400	3,200,000	300,000
中央ゆめづくり協議会	1,509,000	1,502,000	1,500,000	300,000
蔵持地区まちづくり委員会	1,792,000	1,299,800	1,500,000	300,000
川西・梅が丘 地域づくり委員会	2,856,000	2,871,600	2,350,000	300,000
薦原地域づくり委員会	1,336,000	1,194,400	1,500,000	400,000
地縁法人 美旗まちづくり協議会	3,217,000	3,690,600	3,200,000	300,000
ひなち地域ゆめづくり委員会	2,224,000	1,583,600	1,500,000	300,000
すずらん台町づくり協議会	1,833,000	1,132,600	1,500,000	300,000
地縁法人 錦生自治協議会	1,240,000	1,422,000	1,500,000	400,000
赤目まちづくり委員会	1,874,000	1,741,400	1,500,000	300,000
箕曲地域づくり委員会	1,597,000	1,074,600	1,500,000	400,000
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	3,006,000	2,873,400	2,350,000	300,000
国津地区地域づくり委員会	904,000	1,007,200	1,500,000	500,000
桔梗が丘自治連合協議会	4,926,000	5,104,400	4,700,000	300,000
つつじが丘・春日丘自治協議会	4,074,000	3,380,800	3,200,000	300,000
合 計	34,991,000	32,971,800	32,500,000	5,000,000

※1 基本額・・・以下の①及び②の合計額

①基本額総額の3割を15地域で均等割(基本額総額×0.3÷15)

②基本額総額の7割を人口按分

(基本額総額×0.7)×地域人口÷市人口総数

※2 コミュニティ活動費・・・以下の①～③の合計額

①地区代表者協力事務費

72,000円×基礎的コミュニティ数(4月1日現在)

②地区活動費(コミュニティ対応分)

25,000円×基礎的コミュニティ数(4月1日現在)

③地区活動費(人口対応分)

200円×地区人口(1月1日現在)

地域交付金等額一覽

単位(円)

地域内人口(人) ※3	基礎的 コミュニティ 数	地域交付金 合計	市民センター の 指定管理料 ※4	総計	地域の特徴
6,252	19	9,196,400	8,212,320	17,408,720	市の中心市街地
2,660	10	4,811,000	3,691,440	8,502,440	市役所を含む新市街地
3,589	6	4,891,800	4,295,160	9,186,960	農村部と住宅団地
7,083	15	8,377,600	5,296,320	13,673,920	住宅団地と農山村部
2,092	8	4,430,400	4,779,000	9,209,400	農山村部と住宅団地
8,268	21	10,407,600	9,561,240	19,968,840	農村部と住宅団地
5,008	6	5,607,600	5,101,920	10,709,520	農村部と住宅団地
3,723	4	4,765,600	5,395,680	10,161,280	住宅団地
1,775	11	4,562,000	4,491,720	9,053,720	農山村部 (一部住宅団地)
3,857	10	5,415,400	4,921,560	10,336,960	農村部と住宅団地
2,948	5	4,571,600	4,644,000	9,215,600	農山村部(一部住宅団地) と沿道商業地
7,577	14	8,529,400	6,577,200	15,106,600	住宅団地と農山村部
671	9	3,911,200	3,662,280	7,573,480	農山村部
13,882	24	15,030,400	11,047,320	26,077,720	住宅団地
11,084	12	10,954,800	8,023,320	18,978,120	住宅団地
80,469	174	105,462,800	89,700,480	195,163,280	

※3 平成28年1月1日現在の住民基本台帳による

※4 市民センターの指定管理料

(市民センター事業運営費+建物維持管理費+地域事務員人件費)

ただし、中央ゆめづくり協議会(鴻之台・希央台地域)は事業委託料

平成27年度 地域別事業一覧表

	①自主防犯、自主防災	②人権、健康、福祉	③環境、景観の保全	④子どもの健全育成	⑤高齢者の生きがいづくり
名張地区まちづくり推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災講演会(5/28 2/21) ・名張市総合防災訓練(8/30 11/8) ・防災関連施設視察研修(11/18) ・指定避難所鍵の管理に関する覚書(3/22) ・防災ボランティア研修(3/22) ・避難所用備品資器材の点検(3/22) ・PTA・地域合同パトロール(夏季) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ事業(2/22) 「第7回グラウンドゴルフ大会」 ・生活支援事業「隠おたがいさん」 	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動/モデル地区設定 ・各町危険箇所点検(7/5) ・迷惑駐車一掃キャンペーン(12/23) ・築瀬水路の浚渫作業(3/20) ・初瀬街道道標設置(2か所) ・名張川川岸周辺エコロード整備(3回) ・環境整備事業講座開催(9/10) 	<ul style="list-style-type: none"> ・キッズスクエア事業(通年) ・放課後児童クラブ支援事業(3/30) 「なばりっこグラウンドゴルフ大会」 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者の昼食会(年2回) ・「ちよとよってだ〜こ」(6月〜7月) ・各地区敬老会補助(9月) ・友愛訪問(シクラメンの贈呈)
中央ゆめづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ドナルド君による防犯啓発活動(7/4) ・PTA・地域合同パトロール(夏季) ・名張市総合防災訓練(8/30 11/8) ・歳末警戒(地域内巡回警戒) ・救命講習会の実施(3/27) ・防災用資器材購入、避難食確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成講座(12/5) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、道路、公共用地等の草刈り ・歩道草刈と清掃作業(10/5) ・街路樹剪定(2月) ・植栽したベゴニア等の管理(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会(12/12) ・きらきらひろばへの支援(助成) ・スクールガード ・子ども会への資源回収助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老のつどい(9/20) ・民児協だよりの配布と友愛訪問
蔵持地区まちづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・青色パトロール隊員講習会(6/2) ・名張市総合防災訓練(8/30 11/8) ・年末特別警戒青色パトロール ・防火器具点検(3回/年 3施設) 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵持ウォークラリー大会(11/1) ・勉強会(2/25) ・蔵持地区地域福祉活動事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦参加(5/31) ・蔵持地区環境美化活動(12/20) 	<ul style="list-style-type: none"> ・くらっこ広場(毎月第4木曜) ・地区限定くらっこ広場(毎月第2水曜) ・ババといじじいの子育て教室(11/28) ・蔵持小学校 国際交流事業(10/10) ・放課後児童クラブ助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブのイベント参加促進 ・敬老の日行事助成(各区)
川西・梅が丘地域づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール(70回/年) ・防犯カメラ2台増設 ・地域防災訓練(7/5) ・自主防災だより発行(偶数月) ・駅前交番連絡協議会参加 ・簡易無線基地局の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)ライフサポート検討特別委員会設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・農道の犬糞清掃 ・環境美化活動サールへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・梅が丘連合自治会による「ナウラ」支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会行事の協賛 ・「憩茶屋」の運営
薦原地域づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災隊と八幡工業団地管理組合との会合 ・名張市総合防災訓練(11/8) ・避難所開設(7/16)、警戒 ・防災資器材保管用備品庫設置(薦生・八幡・西田原・家野地区) ・指定避難所鍵の管理に関する覚書(3/22) ・年末特別警戒 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配食サービスこもちゃん」 ・スポーツ用具の有料貸出 ・「グラウンドゴルフ大会」2回(八幡工業団地管理組合共催・公民館主催) ・「ガン検診・特定健診」(まちの保健室共催) ・コミュニティバス運行「こもこも号」 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境パトロール実施 ・ギフチョウ生息のための環境整備 ・遊休田にひまわり種まき(6/6) ・小波田川沿いの蛍観賞 発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・黏つかみ、スイカ割り(7/26) ・親子「さつまいも植え・いも掘り」(6/6 10/24) ・「夏休み親子登山教室」伊吹山 ・園児とのふれあい交流会 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の日事業補助 ・ひとり暮らし高齢者のつどい(3/12) ・高齢者学級での健康相談所開設 ・「わいわいサロン」
地縁法人美旗まちづくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・安全サポータージャンパーの配布 ・防犯灯設置の補助(6地区11基) ・飛び出し注意看板の設置 ・名張市総合防災訓練(8/30 11/8) ・防災備品点検使用訓練 ・括弧が丘交番地域連絡協議会(6/6 11/7) ・年末特別警戒 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康セミナー(11回/年) ・ガン検診(8/8)まちの保健室協働 ・ワールドカフェ(8/22) ・熊野古道散策ツアー(10/18) ・観阿弥ウォーク(11/1) ・ニューススポーツ交流会(3/6) ・美旗市民ゴルフ大会(10/28 3/30) ・有償ボランティアはたっこサポート準備委員会立上げ⇒運営審議会設立 ・コミュニティバス運行「はたっこ号」 	<ul style="list-style-type: none"> ・通学路安全キャンペーン(5/31) ・めだか池の整備(8回/年) ・小波田川花の遊歩道維持活動(3回/年) ・わくわく芋作り(3回/年) ・そば作り(3回/年) ・竜王水の健全保全維持管理事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の体験型イベント(8/9) ・はたっこ号試乗会 ウォークラリー他(市民センター祭りにて 11/23) ・子育てサロン「みはたっこ」(11回/年) ・託児支援美旗すくすく試行開始(11月〜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の日のお祝いメッセージ送付(送付数1438枚) ・高齢者の集い「ご喜寿寄席」(2/14) ・ふれあいと交流の集い(10/7) ・ひとり暮らし高齢者宅訪問(12月) ・ひとり暮らし高齢者の集い(3/17) ・美旗ふれあいいいききサロン(10回/年)
ひなち地域ゆめづくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯強化月間パトロール(夏季)ノボリの設置 ・防犯パトロール(7月〜3月 30日間) ・安全グッズの貸し出し ・ひなち地域防災隊組織立上げ検討開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキングボールの購入 ・ソフトボール大会(9/27) ・ゲートボール大会(10/15) ・グラウンドゴルフ大会(11/7) ・ファミリースポーツ大会(1/17) ・健康づくり生活習慣病の予防 ・生活支援事業(助っ人の会) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆめづくりクリーン作戦(11/15) ・東山ふれあいの森整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・親子ふれあいクリスマス会 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区別敬老祝賀会への助成 ・友愛訪問、友愛のつどい ・老人クラブ助成
すずらん台町づくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域行事に参加し意識啓発 ・全体行事の警備担当 ・防災倉庫の備品類点検 ・名張市総合防災訓練(11/8) ・地域防災訓練(春) ・防災資材の購入及び防災備品の展示 ・交番連絡協議会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はつらつ元気隊」支援 ・地区社会福祉協議会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦への参加(約90名) ・地域清掃と花文字整備(2回/年) ・7号公園の清掃と除草(2回/年) ・落ち葉清掃 ・街路樹の剪定 ・民間の太陽光発電整備事業に関する情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ体操支援(夏休み) ・命の笛贈呈 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老会(9/20)

平成27年度 地域別事業一覧表

⑥地域文化の継承、創出	⑦コミュニティビジネス	⑧住民交流、地域振興	⑨その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・やなせ宿支援事業 ・地区郷土館開設準備(視察) 		<ul style="list-style-type: none"> ・名張地区夏まつり(8/7) ・隠街道市(10/10~11) ・名張秋祭りイベント参加(10/25) ・福祉まちづくりセンター開設(イオン内) (市、社協事業への協賛) 	<ul style="list-style-type: none"> ・春季戦没者追悼式(3/24) ・消防団夏期訓練、出初式 見学区長部会) ・ゆるキャラ「ひやわん」クラブ ・広報誌「ひやわいワイワイ」発行 ・公民館管理運営事業 公民館まつりの開催 	<p>名張地区まちづくり推進協議会</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・農園の設置と春季・秋季収穫祭 ・夏まつり(8/22) ・餅つき大会(1/31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・HPでの積極的な情報収集・発信 ・広報紙「こうきだより」(6回/年) ・マイナンバー説明会(出前講座) ・春季戦没者追悼式(3/24) ・中央ゆめづくり館運営事業 ゆめづくり館だより発行(毎月) 	<p>中央ゆめづくり協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・蔵持小学校 伝統文化歴史教室(2/20) ・伝統芸能の保存(10月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵清水の井戸(防災井戸) 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスのあり方討論会(7/29) ・映画鑑賞会(8/24 9/16) ・芋掘り(10/25) ・ハイキング(11/25) ・寄せ植え(12/23) ・各地区夏祭りへの助成 	<ul style="list-style-type: none"> ・蔵持まちづくり通信発行(3回/年) ・地区振興助成 ・蔵持公民館管理運営事業 公民館展の開催 公民館だより発行(毎月) 	<p>蔵持地区まちづくり委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財(獅子神楽)の保存支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・路上駐車対策として駐車場事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・川西・梅が丘フェスタ開催 ・新春笑ろうて走ろう会支援(1/2) ・地域の夏祭り 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「川西・梅が丘だより」発行(毎月) ・facebookの更新 	<p>川西・梅が丘地域づくり委員会</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館、小学校周辺の除草作業(夏・秋) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区民運動会(5/23)(薦原小合同) ・コモコモふれあい祭り(11/1) ・「わいわいサロン」 	<ul style="list-style-type: none"> ・戦没者追悼式 ・広報紙「こもはら」No.19.20発行 ・薦原地域振興協議会立ち上げ ・写真コンクール後援 	<p>薦原地域づくり委員会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・観阿弥祭支援(11/1) ・どんど支援(1/17) ・美旗歴史クラブ(10回/年) ・美旗の語り部(9回/年) ・初瀬街道分科会 		<ul style="list-style-type: none"> ・地域内名跡案内看板設置(3か所) ・お月見コンサート(10/10) ・クラシック音楽の調べ(3/21) ・農園ゾーン及び多目的広場等の整備推進 ・美旗夏祭り(8/1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他地域視察研修(3/29) ・広報活動「はたっこ通信♡あい」11回 ・facebook更新 ・ワイン事業部会 ・市民センター運営 	<p>地縁法人美旗まちづくり協議会</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・伝統行事を継続発展させる事業(10月11日) 「下山甲斐守城址」看板設置 		<ul style="list-style-type: none"> ・「ひなち『夢』スポーツ広場」事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンターの拠点づくりとライフサポート設立 「公民館ひなち」毎月発行 ・facebook更新 ・公民館運営 	<p>ひなち地域ゆめづくり委員会</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフサポートクラブ運営 ・サロン「きずな」運営委員会 ・西1番町お茶屋整備(1月開設) (毎土曜日2時間開所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏祭り(8/1) ・きずな公園整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センターだよりに 「町づくりニュース」欄の掲載 ・市民センター管理運営委員会 ・集会所管理運営委員会 	<p>すずらん台町づくり協議会</p>

平成27年度 地域別事業一覧表

	①自主防犯、自主防災	②人権、健康、福祉	③環境、景観の保全	④子どもの健全育成	⑤高齢者の生きがいづくり
地縁法人 錦生自治協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災机上訓練(7/20) ・夜間防犯パトロール(8/10 12/23) ・名張市総合防災訓練(11/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーキング大会(6/7) ・親睦ゴルフ大会(6/30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦(約360人) ・旧錦生小学校運動場除草(6/28) ・カワバタモロコ観察ハイキング(8/7) ・赤目環境デー(11/21) 		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者交流会(7/8) ・ひとり暮らし高齢者のつどい(10/26) ・敬老の日の取組 ・ほっとサロン錦
赤目まちづくり 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・登下校支援 入学式に赤い笛贈呈 ・防犯灯設置のための地域内点検 ・防犯灯設置 ・名張市総合防災訓練(11/8) ・年末特別警戒(12/30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいさろん定期開催 ・コミュニティバス検討 ・忍たま広場開催(1回/月) ・サンサンカレー(5回) ・サンサンひまわり教室(5回) ・要援護者歳末訪問(12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦参加(5/31) ・赤目中生徒による地域内美化活動(6/6) ・小学生星の観察(8/1) ・植栽事業(通年) ・長坂梅林保全活動(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校学習園活動(さつま芋栽培) ・保育所園児と餅つき(5/30) ・日帰りキャンプ(7/19) ・子ども盆踊り練習会(7/23) ・子ども科学教室(7/27) ・夏休み子ども映画会(3回開催) ・小学校ふれあいフェスティバル(10/31) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小学1年生の昔遊び(1/16) ・ひとり暮らし高齢者のつどい(10/27)
箕曲地域づくり 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市総合防災訓練(11/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ノルディックウォーキング体験教室(11/8) ・特定健診実施(7/24) ・箕曲文化祭で健康チェック(12/5) ・健康の集い(3/3) ・各地区で健康教室(8回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・名張クリーン大作戦参加(5/31) ・通学路の環境パトロール(6/3) ・通学路の草刈(6/14) ・地域環境推進員によるごみ収集見守り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ももちゃん広場(毎月第4火曜) ・赤ちゃん・チビツ子集まれ(夏・冬) 	
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・百合小校区防犯パトロール(10回/月以上) ・防災無線通信テスト(毎月) ・防災名簿の更新 ・防災意識に関するアンケート調査 ・名張市総合防災訓練(11/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・交流サロンの運営(5サロン) ・ふれあいさろん「ゆこゆこ」事業 ・テニスコート事業 ・ゆりバス運行(延256日) ・ノルディックウォーキング(10回) ・生活支援事業(ゆりバス・ゆりポバイ) ・配食サービス(ゆりの花) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ユリの坂一斉清掃(6・11月) ・百合が丘幹線道路の歩道除草清掃作業 ・ライフラインの点検 及び名張市へ補修依頼 ・地域内の公園、宅地の除草等作業受託 ・ガーデンひだまり活動(48回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・百合小あいさつ運動 ・百合小学習支援(ほめほめ隊) ・百合小こども和太鼓隊 ・吹奏楽合同演奏会(9/27) (名張西高・赤目中) ・百合小こどもクラブの活動(1回/月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(介護予防拠点施設「ゆこゆこ」を ふれあいサロンに変更)
国津地区 地域づくり委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・名張市総合防災訓練(11/8) ・名張市防災講演会(2/21) 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診実施(1/18) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと館周辺環境整備(2回) 		<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の日事業(地区別) ・一人暮らし老人の集い(3/6) ・90歳以上高齢者友愛訪問(2/16)
桔梗が丘 自治連合協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール隊 ・普通救命講習会(12/5 3/26) ・防犯パトロール(4回/月) ・地区単位の防災訓練 ・消火訓練(7/19 県消防学校にて) 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老の日の取組 ・お助けセンター設立(4月) ・ききょう健康まつり(11/3) ・ニュースポーツ世代間交流大会(3/26) ・体操会(朝のラジオ体操)協働事業 ・ききょう健康講座(6事業) ・集団がん検診 ・障害者グループホーム交流会(11/8) ・高齢者への配食と見守り事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策事業 ・近隣公園等の整備 ・ききょう農楽園事業継続 ・桔梗の森公園クリーン活動(偶数月) ・桔梗花いっぱい運動(桔梗苗里親制) ・公園内案内板の設置 ・名張クリーン大作戦参加(5/31) ・ホテル観賞会(6/13) ・いきものウォッチング(3回/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どものための桔'ずセミナー ・通学路花いっぱい運動 ・桔'ずセミナー(5回) ・こころの思い発表会(10/24) ・ふるさと歴史ハイキング(11/7) ・命の笛贈呈 ・赤ちゃん、ちびっ子 「なかよしひろば」(1回/月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・友愛訪問 ・敬老の日行事(9/21) ・友愛訪問(高齢者、障害者等1回/月) ・「陽だまり」持参 ・年末友愛訪問 ・高齢者のつどい(5/24) ・いきいきサロン(地域内13か所)
つつじが丘・春日 丘自治協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・救急救命講習(90名受) ・防災体験学習受講 ・防犯灯のLED化実施委員会 ・名張市総合防災訓練(8/30 11/8) 訓練結果アンケート実施 ・年末警戒パトロール ・春日丘 防犯外套の維持管理 ・春日丘 舗道の整備 街路樹剪定 ・春日丘 「我が家の防災情報書」作成 ・春日丘 名張市総合防災訓練(11/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポレク祭り ・認知症サポーター養成講座(6/28) ・ガン検診(8/30) ・元気・笑顔健康教室 ・はーとバス運行事業 ・ねこの手事業(生活支援) ・サロン事業(通年) ・フィットネス設備設置(13号公園) ・春日丘 ず〜と元気健康体操 2回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・南北集会所除草 ・名張クリーン大作戦(5/31) ・「ふんゼロ」運動推進 ・空き地・空き家調査 ・南中クリーンキャンペーンへの地域参加 ・公園・集会所用地除草 ・破損町名表示板の撤去(45か所) ・猿追い用花火代支援 ・公園維持管理・簡易日除けセット設置 ・春日丘 ごみ集積所清掃当番 ・春日丘 不法投棄監視(1回/月) ・春日丘 地区内清掃(3回/年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもを守る家」登録の参加促進 ・親子交通安全教室(11/15) ・夏休み映画会(7/23) ・子ども育成会映画会支援(11/22) ・「遊んでだーこ」開催(9/26) ・「子どもフェスタ」(5/17) ・「おじゃまる広場」支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・敬老祝賀会支援(つつじが丘・春日丘) ・一人暮らし交流会支援

平成27年度 地域別事業一覧表

⑥地域文化の継承、創出	⑦コミュニティビジネス	⑧住民交流、地域振興	⑨その他	
・もちつき大会(12/20)	・木の子里錦生生産センター	・ほっとバス錦支援 ・地区文化祭(12/5) ・錦生料理教室(12/18) ・家庭料理大集合(3/27)	・ほっと錦だより発行(3回/年) ・公民館管理運営	地縁法人 錦生自治協議会
・赤目史跡探訪赤目口駅前 「旅のステーション」当番 ・散策サポーター研修(2回実施) ・「赤目のむかし話」紙芝居作成	・日の谷温泉維持管理	・梅ジャムづくり(小学生とともに6/27) ・赤目夏まつり(8/8) ・ふるさとウォークinあかめ(2/27) ・ソフトボールトーナメント戦(雨天中止)	・公民館運営部会による行事 ・戦没者追悼式 ・公民館まつり(11/14)	赤目まちづくり 委員会
・桃園管理		・箕曲夏祭り(8/22) ・箕曲文化祭(12/5) ・酒米づくり	・みのわ通信発行(6回/年) ・facebook更新 ・公民館管理運営	箕曲地域づくり 委員会
	・カフェ「バルーン」運営	・夏祭り(8/1) ・青蓮寺湖駅伝競走 ・地域フェスタ(市民センターまつり)	・広報紙「ゆりがおか」毎月発行 ・市民センター活動 ・「市民センターだより」毎月発行 ・百合が丘地区用途地域等 検討委員会立上げ ・市民センター管理運営	一般社団法人 青蓮寺・百合が丘 地域づくり協議会
		・地域づくり会長杯ゴルフ大会(2回) ・国津フェスティバル(10/25) ・国津コミュニティバス運行	・春季戦没者慰霊祭(4/11) ・特別養護老人ホーム 国津園の各行事参加 ・広報くにつの発行 ・国津ふるさと館管理運営	国津地区 地域づくり委員会
・どんど行事 ・どんど行事(1/16)		・桔梗が丘夏まつり ・ふれあい茶房(歌声喫茶)(通年) ・桔梗が丘夏まつり(8/22) ・近隣ハイキングと収穫祭(10月) ・桔梗が丘地域フェア(11/29) ・ハッピーニューイヤーききょうフェスタ(1/9)	・住居表示設置事業 ・桔梗通信発行(5回/年) ・ホームページ管理 ・桔梗が丘公民館・南公民館管理運営	桔梗が丘 自治連合協議会
・どんど焼き(1/17) ・凧づくり		・つつじが丘夏祭り(8/1) ・春日丘夏祭り(8/29) ・スポレク祭り(10/18)	・つつじが丘自治会員調査 ・自治会広報誌「つつじ」奇数月発行 ・facebook更新 ・自治会館管理 ・地域振興部活動用ベスト購入 ・つつじが丘地区計画検討委員会立上げ ・組織改革委員会答申 ・歩道の改良(オレンジ通り) ・春日丘ほっとTimes 3回発行 ・春日丘 1号公園再整備 ・つつじが丘公民館管理運営	つつじが丘・春日 丘自治協議会

平成27年度 ゆめづくり協働事業一覧表

地域づくり組織名	事業名	交付金等 (円)	財源
名張地区まちづくり推進協議会	①地域住民のチカラ活性化推進事業 ②先駆的で多様な地域活性化推進事業	1,200,000	
中央ゆめづくり協議会	シンボル公園整備の継続事業	600,000	
蔵持地区まちづくり委員会	防災対策事業	1,800,000	
川西・梅が丘地域づくり委員会	川西・梅が丘地域防犯カメラ等設置事業	932,970	
薦原地域づくり委員会	防災・防犯対策推進事業	1,000,000	
地縁法人 美旗まちづくり協議会	だれもが生きいき「安心安全のまちづくり」事業	2,500,000	コミュニティ助成事業費補助金 (2,500千円)
ひなち地域ゆめづくり委員会	地域支え合い事業((仮称)富貴の森センター)開設の為の備品調達事業	3,000,000	地域介護・福祉空間整備推進交付金(3,000千円)
	東山ふれあいの森整備事業	300,000	森とみどりの県民税(300千円)
すずらん台町づくり協議会	遊休地活用による地域住民のための公園整備及び地区避難所防災対策事業	1,700,000	
	すずらん台きずな公園の整備事業	900,000	森とみどりの県民税(900千円)
地縁法人 錦生自治協議会	「木の子の里錦生」生産推進事業	1,300,000	
赤目まちづくり委員会	平成27年度 安全・安心・安住のまちづくり活性化事業	1,000,000	
箕曲地域づくり委員会	平成27年度 桃のほほえむ地域活性化事業	550,000	
一般社団法人 青蓮寺・百合が丘地域づくり協議会	高齢者介護予防事業	1,300,000	
国津地区地域づくり委員会	国津地区地域環境保全整備事業	1,000,000	
桔梗が丘自治連合協議会	桔梗が丘お助けセンター事業	850,000	
	ききょう農楽園事業	630,000	
	桔梗が丘住居表示設置事業	270,000	
つつじが丘・春日丘自治協議会	・生活環境向上事業 ・地域コミュニケーション公園の融合整備事業及び地域環境整備事業 ・文化創生・育成事業	800,000	

合計 21,632,970

平成27年度 名張ゆめづくり協働塾

No.	内容	講師名	開催日	回数	参加者	備考
1	名張市の地域づくりについて	地域経営室	H27.4.3	1	15	新採職員
2	地域ヒアリング(会計編)	税理士法人 アチーブメント三重事務所 廣野 一三 税理士 地域部	H27.5.27～ H27.7.27	15	98	
3	講演会 「持続可能なまちを考える」	IIHOE 人と組織と地球のための国際研究所 川北 秀人氏	H27.10.4	1	63	
4	地域ヒアリング (地域自治組織調査)	NPO政策研究所 地域部	H27.10～ H27.11	15	129	
5	「名張のまちづくりのこれからの 向かうべき方向」 ～全部署の協働を目指して～	帝塚山大学大学院 中川 幾郎 名誉教授	H28.1.8	1	103	
6	講演会 「市民センターの目指すところ」	皇學館大学 板井 正斉 准教授	H28.1.25	1	64	
7	実践交流会	地域づくり代表者会議	H28.3.6	1	101	地域
					30	職員等
合計				35	603	

名張市自治基本条例

平成17年条例第13号

前文

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておくことが必要です。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となっていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

(自治の原則)

第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

- (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
- (2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。

- (3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

第3章 市議会

(議会の役割、権限等)

第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

- 2 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

(議会の責務)

第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

- 2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 市長等

(市長の役割と責務)

第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。

- 2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(職員の役割と責務)

第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

- 2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第5章 情報共有

(情報共有)

第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

(情報公開)

第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報保護)

第13条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

(説明責任)

第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。

2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

第6章 市政運営

(総合計画)

第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

(組織)

第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにしなければならない。

(人事政策)

第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

(法務政策)

第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

(法令遵守と公益通報)

第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

(行政手続)

第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。

(地域経営の原則)

第22条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。

(事務事業の実施等における原則)

第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。

2 市は、実施しようとする事務事業について、最少の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。

(財政等)

第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

(評価等への参画)

第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が考査できる機会を設けなければならない。

(審議会等)

第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第2節 コミュニティと市民公益活動

(コミュニティ活動)

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

(地域づくり)

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(市民公益活動)

第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

第3節 協働のまちづくり

第36条 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。）及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

第8章 最高規範性

第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係

（国及び三重県との関係）

第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

（他の自治体との関係）

第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

第10章 補則

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（名張市市民参加条例の廃止）

2 名張市市民参加条例（平成14年条例第2号）は、廃止する。

名張市地域づくり組織条例

平成21年条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、名張市自治基本条例（平成17年条例第13号）第34条第1項に基づき包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基礎的コミュニティ 区、自治会等をいう。
- (2) 地域づくり組織 一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域の課題を事業性及び収益性のある継続的な活動により解決するため、地域が有する人材、知識、情報、施設などの資源を活用し、地域における起業及び雇用の創出並びに働きがい及び生きがいを生み出し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(基本理念)

第3条 地域づくり活動は、基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市が、それぞれの活動を尊重し、互いに協働し、及び連携し、住民主体のまちづくりを推進することにより、住民自治を確立するために行う。

(基礎的コミュニティ)

第4条 基礎的コミュニティの区域は、町（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条に規定する町をいう。）の区域又は住民にとって客観的に明らかなものとして定められている区域とする。

- 2 住民は、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、交流しながら相互に助け合うよう努めるものとする。
- 3 基礎的コミュニティは、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

(地域づくり組織)

第5条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。

- 2 地域づくり組織は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。
 - (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
 - (2) 地域づくり組織の代表者及び役員は、その構成員の意思に基づいて選出されること。
 - (3) 基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること。

3 地域づくり組織を設立し、及びその代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(地域づくり組織の構成員)

第6条 地域づくり組織は、次の者を構成員とする。

(1) その地域に居住する者

(2) その地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及びその地域で活動する各種団体で、当該地域づくり組織が認めた者

(地域づくり組織の事業)

第7条 地域づくり組織は、まちづくりの推進のため次の事業を行う。

(1) 自主防犯及び自主防災に関すること。

(2) 人権尊重、健康及び福祉の増進に関すること。

(3) 環境及び景観の保全に関すること。

(4) 高齢者の生きがいをいづくりに関すること。

(5) 子どもの健全育成に関すること。

(6) 地域文化の継承及び創出に関すること。

(7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。

(8) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると地域づくり組織が認めること。

(活動の制限)

第8条 地域づくり組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域ビジョン)

第9条 地域づくり組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画（以下「地域ビジョン」という。）の策定に努めるものとする。

2 市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。

(法人化)

第10条 地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、その地域づくり組織を法人化するよう努めるものとする。

(協力及び助言)

第11条 市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、地域づくり組織の活動及びその活動から生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(地域づくり代表者会議)

第12条 地域づくり組織相互の連携を図るため、地域づくり組織の代表者で構成する地域づくり代表者会議を設置する。

(ゆめづくり地域交付金の交付)

第13条 市長は、地域づくり組織の活動支援として、地域づくり組織にゆめづくり地域交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(交付金の額)

第14条 交付金の額は、予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、別に規則で定める。

(実績報告)

第15条 地域づくり組織は、毎年5月末日までに前年度の事業実績を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による事業実績報告には、前年度の決算報告書及び決算監査報告書を添付しなければならない。

(情報公開等)

第16条 地域づくり組織は、前条の事業実績報告及び活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例の廃止)

2 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例(平成15年条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第8条第2項の規定により交付を受けた交付金の実績報告については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際地域づくり組織が設置されていない地域については、平成21年度に限り、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第2条の地域づくり委員会及び基礎的コミュニティにゆめづくり地域交付金を交付できるものとする。

名張市地域づくり組織条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号。以下「条例」という。）の規定に基づき、地域づくり組織の設置及び名張市ゆめづくり地域交付金（以下「交付金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(基礎的コミュニティ)

第2条 住民は、基礎的コミュニティを設置し、統合し、又は分割するときは、あらかじめ地域づくり組織及び市と協議するものとする。

2 条例第4条第3項の規定による届出は、基礎的コミュニティ代表者届（様式第1号）により市長に提出するものとする。

3 前項の届出があったときは、市長は、基礎的コミュニティ代表者届受理証（様式第2号）を交付するものとする。

(地域づくり組織)

第3条 条例第5条第1項に規定する地域づくり組織の区域は、別表第1のとおりとする。

2 条例第5条第3項の規定により地域づくり組織を設立したときは、地域づくり組織設置届（様式第3号）により、当該届出の内容に変更が生じたときは、地域づくり組織変更届（様式第4号）により、市長に届け出るものとする。

(地域づくり代表者会議)

第4条 条例第12条に規定する地域づくり代表者会議（以下「代表者会議」という。）は、地域づくり組織の代表者（以下「会員」という。）をもって構成する。

2 代表者会議は、次に掲げる活動を行う。

(1) 地域づくり組織相互の連絡、調整、意見交換、研修等に関すること。

(2) 地域づくり組織の活動に関する報告会を行うこと。

(3) 地域づくり組織及び基礎的コミュニティの課題解決に関すること。

(4) 市との連絡調整に関すること。

3 代表者会議に、会長1名及び副会長3名を置き、会員の互選によりこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理するものとし、職務を代理する副会長は、あらかじめ会長が指名する。

6 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

7 代表者会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

8 代表者会議の会議は、会員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

9 代表者会議の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

10 代表者会議は、まちづくりに関して、市長に提言を行うことができる。

11 市長は、まちづくりに関して、代表者会議に意見を求めることができる。

12 代表者会議の事務局は、地域部地域経営室に置く。

(交付金の額)

第5条 条例第14条に規定する交付金の額は、別表第2に定めるところにより算定するものとする。

(交付手続)

第6条 条例第14条に規定する交付金の交付手続は、次によるものとする。

- (1) 地域づくり組織は、毎年度、名張市ゆめづくり地域交付金交付申請書（様式第5号）に当該年度の事業計画書（様式第6号）及び当該年度の予算に係る資料を添付して、市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、前号の規定による交付申請があったときは、その内容を確認のうえ交付決定し、名張市ゆめづくり地域交付金交付決定通知書（様式第7号）により地域づくり組織に通知しなければならない。
- (3) 地域づくり組織は、前号に規定する通知を受けたときは、名張市ゆめづくり地域交付金交付請求書（様式第8号）により、市長に交付金を請求するものとする。
- (4) 市長は、前号に規定する請求があったときは、速やかに交付しなければならない。
（実績報告）

第7条 条例第15条に規定する事業実績の報告は、名張市ゆめづくり地域交付金事業実績報告書（様式第9号）に名張市ゆめづくり地域交付金事業決算報告書（様式第10号）及び名張市ゆめづくり地域交付金事業決算監査報告書（様式第11号）を添付して、市長に行うものとする。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則（平成15年規則第9号）
 - (2) 名張市地域づくり協議会設置規則（平成15年規則第41号）（経過措置）
- 3 条例附則第4項の規定により交付するゆめづくり地域交付金は、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例（平成15年条例第2号）第2条に定める地域づくり委員会にあっては別表第2の基本額、地域調整額、コミュニティ活動費（基礎的コミュニティが当該額の交付を受けない場合に限る。）及び先駆的事业加算額とし、基礎的コミュニティにあってはコミュニティ活動費（当該基礎的コミュニティの属する地域の地域づくり委員会がコミュニティ活動費の交付を受ける場合を除く。）とする。
- 4 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

【別表と様式を除く】

名張市地域づくり組織における会計処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、名張市地域づくり組織条例（平成21年条例第3号）第5条の規定に基づき設置された地域づくり組織の適正な会計処理に資するため、必要な事項を定めるものとする。

(単年度会計処理)

第2条 地域づくり組織の会計は、単年度会計処理を原則とする。

(繰越処理)

第3条 単年度に実施予定の事業が、やむを得ない事情により当該年度に完了できない場合は、翌年度に繰り越して実施することができる。

(積立処理)

第4条 後年度において実施する事業の財源を計画的に確保するため基金等を置き、積み立てることができる。ただし、その事業計画を明らかにしておかなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、告示の日から施行する。

(名張市地域づくり委員会における会計処理要領の廃止)

2 名張市地域づくり委員会における会計処理要領（平成15年告示第68号）は、廃止する。

名張市市民センター条例

平成27年条例第35号

(設置等)

第1条 市民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する事業、地域づくり活動に関する事業その他の地域の活性化に資する事業を行い、市民の教養の向上、生活文化の振興、社会福祉の増進及び地域課題の解決を図り、もって個性的で心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定に基づき、名張市市民センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- 名張市民センター 名張市上八町1321番地1
- 蔵持市民センター 名張市蔵持町原出314番地3
- 薦原市民センター 名張市薦生1607番地
- 美旗市民センター 名張市美旗町南西原229番地3
- 比奈知市民センター 名張市下比奈知1768番地
- 錦生市民センター 名張市安部田2118番地
- 赤目市民センター 名張市赤目町丈六238番地1
- 箕曲市民センター 名張市夏見215番地
- 長瀬市民センター 名張市長瀬1405番地5
- 桔梗が丘市民センター 名張市桔梗が丘6番町1街区131番地4
- 桔梗が丘南市民センター 名張市桔梗が丘5番町12街区10番地
- つつじが丘市民センター 名張市つつじが丘北5番町73番地2
- 梅が丘市民センター 名張市梅が丘南5番町184番地
- 百合が丘市民センター 名張市百合が丘西5番町13番地
- すずらん台市民センター 名張市すずらん台東3番町220番地

(事業)

第2条 センターにおいては、その設置の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) センターの施設（その敷地を含む。第11条第2項を除き、以下同じ。）又は設備若しくは器具（以下これらを「施設等」という。）を利用に供すること。
- (2) 定期講座を開設し、又は討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等若しくは体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- (4) 地域づくり活動及び市民の交流に寄与する活動並びに生涯学習に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第23号）の定めるところにより、市長が指定した法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務（次条において「指定管理業務」という。）の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設等の利用の許可等に関する業務

- (3) 第11条第1項の利用料金の收受等に関する業務
- (4) センターの施設等の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げる業務のほか、市長がセンターの管理上必要と認める業務
(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令（条例を含む。）を遵守すること。
- (2) センターの施設等の維持管理を適切に行うこと。
- (3) センターにおける生涯学習に関する事業に係る指定管理業務の実施を統括管理する責任者及び当該指定管理業務の実施のために必要な事項を検討する委員会を置き、当該指定管理業務を適切に実施すること。

(休館日及び利用時間)

第6条 センターの休館日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 休館日 12月29日から翌年の1月3日まで
- (2) 利用時間 午前9時から午後10時まで

(利用の許可)

第7条 センターの施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗その他公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になると認められるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持する行為であると認められるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する行為であると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付けることができる。

(利用権の譲渡及び転貸の禁止)

第8条 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、センターの施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用者等に対する指示)

第9条 指定管理者は、センターの施設等の保全その他センターの管理上必要があるときは、利用者その他の関係者（第15条において「利用者等」という。）に対し必要な指示をすることができる。

(利用の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じることができる。

- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に反して利用したとき。
- (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項

に違反したとき。

- (3) 利用者が偽りその他不正の行為により許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により必要があると認められるとき。
- (6) 公益上必要があると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

2 利用者

は、その利用が終了したとき、又は前項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命じられたときは、その利用したセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金)

第11条 センターの利用料金（以下単に「利用料金」という。）は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定める額とする。

2 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、施設内において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

3 利用者は、第7条第1項の許可を受けたときは、利用料金を納めなければならない。

(利用料金の収入)

第12条 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第13条 指定管理者は、公益上必要があると認められる場合として規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備等の承認)

第14条 利用者が特別の設備をし、又は備付け以外の器具等を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第15条 利用者等は、故意又は過失によりセンターの施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(名張市公民館条例の廃止)

2 名張市公民館条例（昭和53年条例第24号）は、廃止する。

(準備行為)

3 第3条の規定による指定及びそれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による廃止前の名張市公民館条例（以下「廃止条例」という。）第5条の利用の許可を受けている者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

5 この条例の施行前に廃止条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例

の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(名張市情報公開条例の一部改正)

6 名張市情報公開条例（平成20年条例第21号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

7 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第24号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

【別表を除く】

廃止補助金等一覧（平成14年度実績）

区分	事業名	平成14年度 実績 (単位:円)	内 容
補助金	ふるさと振興事業補助金 (まちづくり協議会分)	2,058,785	まちづくり協議会が地域の「まちづくり計画」を策定するための活動を補助の対象とする。 ○対象経費 学習会・先進地視察・アンケート・計画書の印刷製本等 ○交付額 補助対象事業費の全額。上限50万円(3回まで)。
補助金	資源ごみ集団回収 事業補助金	15,199,375	古紙や古着等日常生活によって生じるごみのうち、資源として再利用できるものを集団回収した場合、その量に応じて補助金を交付する。 ○対象団体 町内会、PTA、子供会など営利を目的としない資源ごみ集団回収事業実施団体として登録資源ごみを確実に廃品回収業者へ売却できる ○対象品目 新聞紙、古着等 ○交付額 1kgあたり5円
補助金	ごみ集積場施設設置 事業補助金	490,000	ごみ集積場施設(ごみ集積かごなど)を設置する区に対し、その設置経費の一部を補助する。 ○交付額 一施設設置に要する経費の1/3。上限3万円。
補助金	地区婦人会活動補助金	530,000	社会教育団体である地域婦人会の育成と振興を図ることを目的として、その活動に対して、補助金の交付を行う。 ○交付額 均等割額＋会員数割額
補助金 (助成金)	名張市青少年育成 市民会議活動補助金	427,000	各地区社協が実施している青少年育成地域活動に対して助成を行う。 ○対象事業 各地区社協が実施する、親子映画会、福祉・教育講演会など。 ○交付額 均等割額＋人口割額(市内11地区)
報償費	老人保健福祉週間事業 (敬老の日等)	19,256,000	「敬老の日」前後に行う敬老行事に対して地区協力費を支出する。 ○支出額 70歳以上の方1人あたり2千円。
合 計		37,961,160	

廃止補助金地域別明細

(単位:円)

	補助金等 合計	内 訳					
		ふるさと 振興事業 補助金	資源ゴミ集 団回収事 業補助金	ゴミ集積 かご設置 補助金	地区婦人会 活動補助金	青少年育成 団体活動補 助金	老人保健福 祉週間事業 (敬老の日)
名 張	4,677,610	500,000	1,143,610	0	70,000	28,000	2,936,000
蔵 持	1,410,377	216,767	376,250	30,000	50,000	13,360	724,000
梅が丘	2,541,115	0	1,566,475	0	0	20,640	954,000
薦 原	1,322,700	0	631,700	0	0	15,000	676,000
美 旗	3,824,208	48,018	1,459,190	228,000	60,000	57,000	1,972,000
比奈知	2,692,360	0	1,116,550	12,000	50,000	15,810	1,498,000
すずらん台	1,051,790	0	432,600	48,000	0	13,190	558,000
錦 生	1,515,750	294,000	180,750	60,000	60,000	15,000	906,000
赤 目	1,687,700	0	121,700	34,000	60,000	48,000	1,424,000
箕 曲	1,004,527	0	107,050	0	0	11,477	886,000
百合が丘	2,953,973	0	1,647,450	30,000	0	20,523	1,256,000
国 津	738,450	0	47,450	21,000	55,000	41,000	574,000
桔梗が丘	5,912,950	500,000	2,085,950	0	65,000	66,000	3,196,000
つつじが丘	6,627,650	500,000	4,282,650	27,000	60,000	62,000	1,696,000
合 計	37,961,160	2,058,785	15,199,375	490,000	530,000	427,000	19,256,000

平成14年度実績

ゆめづくり地域交付金等の変遷

項目 年度	行政事務委託料及び 区長会運営委託料 ＜千円＞	ゆめづくり地域交付金			
		基本額	加算額	先駆的 事業加算	コミュニティ 活動費
15	58,000	49,988			
16	57,830	49,987			
17	57,599	49,989			
18	58,543	49,987			
19	47,015	49,989			
20	48,084	49,989	3,000		
21		45,989	1,000	3,200	41,058
22		40,493		2,000	37,350
23		34,995		2,000	33,216
24		34,992		4,000	33,204
25		34,991			33,108
26		34,994			33,198
27		34,993			33,079
28		34,991			32,971

「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例」平成15年4月施行～平成21年3月廃止

「名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例施行規則」平成15年4月施行～平成21年3月廃止

「名張市ゆめづくり地域交付金の加算額に関する交付要綱」平成20年6月施行～平成21年9月廃止

「名張市ゆめづくり地域交付金の先駆的事业加算額に関する交付要綱」

平成21年9月施行～平成25年5月廃止

「名張市地域づくり組織条例」平成21年4月施行～

「名張市地域づくり組織条例施行規則」平成21年4月施行～

「名張市ゆめづくり協働事業交付金交付要綱」平成25年1月施行～

<千円>			合 計 <千円>	指定管理 委託費 <千円> ※	計 <千円>	人口 1月1日 現在	基礎的 コミュニ ティ数 4月1日 現在
特別交付金							
地域調整額	地域事務費	協働事業 交付金					
			107,988	12,588	120,576	85,398	
			107,817	64,676	172,493	85,313	
			107,588	85,948	193,536	85,072	
			108,530	57,748	166,278	84,607	
			97,004	111,822	208,826	84,200	
			101,073	111,981	213,054	83,687	
			91,247	109,511	200,758	83,511	
1,500			81,343	114,314	195,657	83,055	171
5,000			75,211	114,314	189,525	82,660	172
5,000	31,650		108,846	82,085	190,931	82,601	172
5,000	32,500	30,000	135,599	82,376	217,975	82,123	172
5,000	32,500	36,409	142,101	83,954	226,055	81,601	174
5,000	32,500	21,700	127,272	89,700	216,972	81,005	174
5,000	32,500	19,900	125,362	89,700	215,062	80,469	174

※15～17年度は、ゆめづくり地域交付金(公民館管理運営業務委託事業分)として業務委託のみ

お問合せは

名張市役所 地域環境部 地域経営室

〒518-0492 三重県名張市鴻之台 1 番町 1 番地

TEL:0595-63-7484

FAX:0595-63-4677

E-mail : chiikikeiei@city.nabari.mie.jp